

生徒指導事案(例:いじめ事案)への校内対応の具体

【①～⑤の具体的な動きを全職員が理解・共有していることが肝要です】

※緊急時は必ずしもこの通りではない

☆教育相談コーディネーターの役割

- ・SC・SSWの周知と相談受付
- ・SC・SSW、関係機関との連絡調整
- ・校内対策会議、ケース会議の開催
- ・校内研修の実施

教育相談コーディネーターを中心とした組織的対応における連携体制の明確化

- ! 事案記録の様式と扱いは
- ! 関係機関等との連携の具体についての共有は
- ! 複数のアンテナで情報収集

①いじめの認知(被害の訴え・調査等)
→受けた教職員の次の行動は(だれに・何を)

②いじめ事案共有(情報の精査・客観的な事実確認)
→伝達・共有の経路は明確になっているか
→共有の後にとる行動と配慮すべきことは何か

③適切かつ組織的な初期対応
→次にとる行動は(だれが・何を)
・被害者には
・加害者には
・被害者、加害者の保護者には
・周囲の関係者には

④初期対応後の進捗状況の綿密な把握
→だれが・何を・どのように

⑤解消(再発可能性なし)
→だれが・どのようにして判断し共有するのか

全教職員の生徒指導対応力の向上

- | | | |
|------------------|---------|-----------|
| 同僚性 | 観察力 | 聞き取り方(技術) |
| 危機意識 | 受容する姿勢 | 想像力 |
| 接し方(コミュニケーション能力) | 情報収集整理力 | |
| 保護者との連携 | etc... | |

OJT

職員研修

解消の定義:「少なくとも3ヶ月いじめがやんでいることと被害の重要性によってはさらに長期の期間を設定すること・本人が苦痛を感じていないこと」